令の令状の記載要件及び鑑定処分許可請求書の記載要件）、第二百九十五条の十二（準用規定等）第一項、第二百九十九条（裁判官に対する取調等の請求）第一項及び第三百条（令状の有効期間）の規定は、法第百八十九条（過料の裁判の執行）第三項（法及び他の法令において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第七編第二章（第五百十一条、第五百十一条の二及び第五百十三条第七項から第十項までを除く。）の規定による過料の裁判の執行に関する調査について準用する。

（民事訴訟規則の一部改正に伴う調整規定）

第九条　施行日が民事訴訟規則等の一部を改正する規則の施行の日前である場合には、前条の規定は、適用しない。

2　前項の場合において、民事訴訟規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（過料の裁判の執行に関する調査・法第百八十九条）	（過料の裁判の執行に関する調査・法第百八十九条）
第百五条の二　刑事訴訟規則（昭和二十三年最高裁判所規則第三十二号）第百五十八条（処罰等の請求）、第二百九十五条の六から第二百九十五条の十一まで（差押え等の令状請求書の記載要件、資料の提供等、身体検査令状の記載要件、令状の返還に関する記載、電磁的記録提供命令の令状の記載要件及び鑑定処分許可請求書の記載要件）、第二百九十五条の十二（準用規定等）第一項、第二百九十九条（裁判官に対する取調等の請求）第一項及び第三百条（令状の有効期間）の規定は、法第百八十九条（過料の裁判の執行）第三項（法及び他の法令において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第七編第二章（第五百十一条、第五百十一条の二及び第五百十三条第七項から第十項までを除く。）の規定による過料の裁判の執行に関する調査について準用する。	**第百五条の二**　刑事訴訟規則（昭和二十三年最高裁判所規則第三十二号）第百五十八条（処罰等の請求）、第二百九十五条の六から第二百九十五条の十まで（差押え等の令状請求書の記載要件、資料の提供等、身体検査令状の記載要件、令状の返還に関する記載及び鑑定処分許可請求書の記載要件）、第二百九十五条の十一（準用規定等）第一項、第二百九十九条（裁判官に対する取調等の請求）第一項及び第三百条（令状の有効期間）の規定は、法第百八十九条（過料の裁判の執行）第三項（法及び他の法令において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第七編第二章（第五百十一条及び第五百十三条第六項から第八項までを除く。）の規定による過料の裁判の執行に関する調査について準用する。

3　前条及び民事訴訟規則等の一部を改正する規則第一条の規定が同一の日に施行されるときは、これらの規定により改正される民事訴訟規則の規定は、同条の規定によってまず改正され、次いで前条の規定によって改正されるものとする。

（非訟事件手続規則の一部改正）

第十条　非訟事件手続規則（平成二十四年最高裁判所規則第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（過料の裁判の執行に関する調査・法第百二十一条）	（過料の裁判の執行に関する調査・法第百二十一条）
第七十三条　刑事訴訟規則（昭和二十三年最高裁判所規則第三十二号）第百五十八条、第二百九十五条の六から第二百九十五条の十一まで、第二百九十五条の十二第一項、第二百九十九条第一項及び第三百条の規定は、法第百二十一条第三項（法第五十三条第七項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第七編第二章（第五百十一条、第五百十一条の二及び第五百十三条第七項から第十項までを除く。）の規定による過料の裁判の執行に関する調査について準用する。	**第七十三条**　刑事訴訟規則（昭和二十三年最高裁判所規則第三十二号）第百五十八条、第二百九十五条の六から第二百九十五条の十まで、第二百九十五条の十一第一項、第二百九十九条第一項及び第三百条の規定は、法第百二十一条第三項（法第五十三条第七項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第七編第二章（第五百十一条及び第五百十三条第六項から第八項までを除く。）の規定による過料の裁判の執行に関する調査について準用する。

附　則

この規則は、情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十九号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

最高裁判所長官　今崎　幸彦